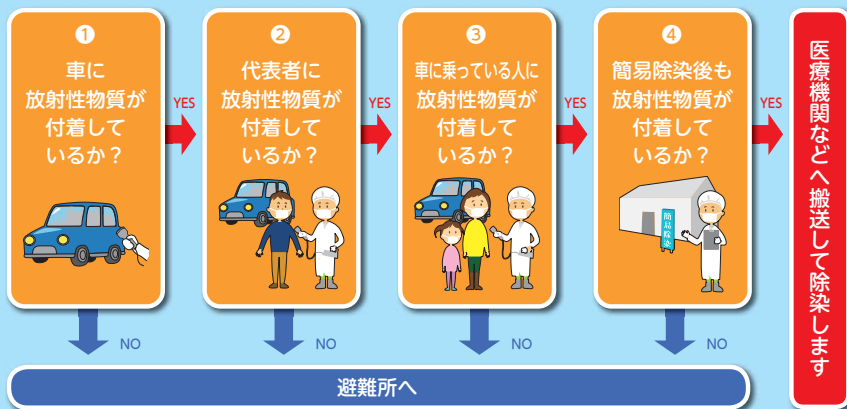


11 緊急時の医療活動

避難退域時検査

- 避難指示が出された場合、県において避難経路上に避難退域時検査場所が設置されます。
- 避難退域時検査場所では、車や衣服などに放射性物質がついていないか検査が行われます。
- 検査の結果、基準値を超える方には簡易除染が行われます。

避難退域時検査場所



※簡易除染しても基準値以下にならなかった場合

- ・人 → 流水除染できる検査場所や佐賀県医療センター好生館など専門の医療機関で除染します。
- ・車両や携行品 → 検査場所などで一時保管します。

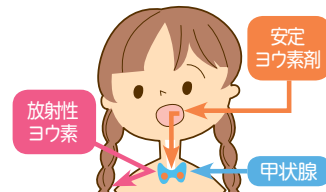
避難退域時検査場所一覧（番号は13ページの地図上の場所に対応）

- ① 有田中央運動公園（有田町、国道202号）
- ② 歴史と文化の森公園隣接駐車場（有田町、国道202号）
- ③ 武雄市役所旧山内庁舎（武雄市、国道35号）
- ④ 白岩運動公園競技場（武雄市、国道34号）
- ⑤ 杵藤クリーンセンター（武雄市、国道498号）
- ⑥ 武雄市役所旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道34号）
- ⑦ 蟻尾山公園（鹿島市、国道207号）

※平成31年3月現在のものであり、今後変更があった場合には、県のホームページなどでお知らせします。

安定ヨウ素剤の予防服用

- 原子力災害時には、放射性ヨウ素が大気中に放出されることがあります。
- 呼吸や飲食により放射性ヨウ素を大量に摂取すると、甲状腺に集まり、内部被ばくにより数年から数十年後に甲状腺がんを発生させる可能性があります。
- あらかじめ放射性ではない安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）を予防服用することで、甲状腺の被ばくを防ぐことができます。
- 安定ヨウ素剤は、効果のある時間が限られるため、避難や一時移転の指示にあわせて出される服用指示に従い、適切なタイミングで服用することが重要です。



注意

- 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の放射性物質には全く効果はありません。
- 服用後も、必ず避難・屋内退避などの防護措置は継続してください。

安定ヨウ素剤の服用について

- 服用の判断は、避難指示などとあわせて、国の原子力規制委員会が行います。
- 服用量は必ず守ってください。（多く飲んでも効果は上がりません）
- 特別な指示がない限り、複数回服用しないでください。

<服用量>

大人（13歳以上）	ヨウ化カリウム 丸剤2丸
子供（3歳以上13歳未満）	ヨウ化カリウム 丸剤1丸
乳幼児（生後1か月以上3歳未満）	ヨウ化カリウム 内服ゼリー 32.5mg
新生児（生後1か月未満）	ヨウ化カリウム 内服ゼリー 16.3mg

（ヨウ化カリウム内服ゼリー）▼



▲（ヨウ化カリウム丸剤）

服用に当たっての注意

- まれに発疹や吐き気・おう吐、胃痛、下痢などの症状が出ることがありますが、一過性のもので心配ありません。症状がひどい場合は医師にご相談ください。
- ①安定ヨウ素剤の成分やヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方、②人工透析をしている方、③低補体血症性じんましん様血管炎のある方、④ジューリング疱疹状皮膚炎のある方は服用することができません。
- ヨード造影剤過敏症の既往歴のある方、甲状腺の病気の方、腎臓の病気にかかっている方は、服用について 医師にご相談ください。
- 妊娠している方、授乳中の方が服用された場合には、医師や薬剤師にご相談ください。

安定ヨウ素剤の配布方法など

市の各町（地区）公民館などに備蓄し、服用が必要となる場合は、各町（地区）公民館で配布します。（次ページ参照）

なお、健康上の理由などで、緊急時に速やかに配布を受けることが困難な方で、希望される方には、事前申請式での配布会を行っています。※配布会は年1回実施しており、市広報でお知らせしています。